

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称) 島根風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年8月 6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 島根風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社NWE－09インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、島根県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：島根県浜田市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大54,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月 7日
環境大臣意見受理	平成29年 11月17日
経済産業大臣意見発出	平成29年 12月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 2月 8日
住民意見の概要等受理	平成30年 4月16日
島根県知事意見受理	平成30年 7月13日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 8月 6日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742(直通)

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称) 島根風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書においては、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等が示されておらず、方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は事業計画が定まっていない状況で設定されているため、今後事業計画を策定あるいは変更した際は見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 事業実施区域周辺には、二級河川の周布川などが分布し、水域には絶滅危惧種であるゴギを始め、特別天然記念物のオオサンショウウオなどの多数の希少な水生生物等、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性がある。環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な時期、事業実施区域周辺も含めた適切な位置、適切な方法での調査を行うとともに、適切な予測及び評価を行うこと。
3. 事業実施区域周辺には地元住民のシンボルである雲城山や大麻山、室谷の棚田など眺望点や景観資源が多数存在し、主要な眺望点から風力発電設備を視認できる可能性が極めて高いことに加え、森林伐採や管理道路の設置等の環境改変による景観への影響が懸念されることから、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(島根県知事からの意見書の写しを添付)